

## カナダ商標局

### 商標登録出願

#### カナダ知的財産権庁

商標登録官 様

Place du Portage, Phase I

50 Victoria Street

Gatineau, Quebec

K1A 0C9

1. 名前および住所（主たる事務所または事業の場所）を以下に示す署名者は、ここに、

**出願人の名前**

出願人の住所

商標法の規定に従い、以下に指定する商標の登録を出願する。

2. 商標は、[ 文字商標を挿入 ] という語である。

または、

3. 商標は、添付図面に示す図形である。  
< 色を主張する場合のみ > 出願人は、色を商標の特徴として主張する。

この標章の構成は以下のとおりである。\*

4. 出願人は、商標全体とは別に当該語\*の排他的使用の権利を放棄する。
5. 出願人は、自身によりまたは実施権者を通じて、カナダにおいて当該標章を  
[ 商品を挿入 ]  
に付随して使用することを意図しており、かかる商品に関して商標の登録を申請する。
6. 出願人は、自身によりまたは実施権者を通じて、カナダにおいて当該商標を、

**[ サービスを挿入 ]**

に付随して使用することを意図しており、かかるサービスに関して商標の登録を申請する。

7. 当該商標は、カナダにおいて出願人により以下に列挙する特定の商品すべてに付随して使用されており、出願人はそうした商品に関して登録を申請する。当該商標は、以下に示す特定の商品を構成する一般分類に付随して使用されている。

**[ 商品を挿入 ]**、少なくとも**[ 使用日を挿入 ]**以降

8. 当該商標は、カナダにおいて出願人により以下に列挙する特定のサービスすべてに付随して使用されており、出願人はそうしたサービスに関して登録を申請する。当該商標は、以下に示す特定のサービスを構成する一般分類に付随して使用されている。

**[ サービスを挿入 ]**、少なくとも**[ 使用日を挿入 ]**以降

9. 当該商標の登録出願が、出願人により出願人の本国すなわち**[ 国を挿入 ]**において**[ 出願日を挿入 ]**に**[ 出願番号 ]**として**[ 商品・サービスを挿入 ]**に付随して提出されている。出願人は、当該商標を上記の商品またはサービスに付随して同国において使用することを意図しており\*、同国における登録をもって、当該商標が上述のとおり使用され同国における登録の対象となる商品またはサービスに関して、登録を申請する。

\* 該当する場合、「出願人が使用しており」に変更

10. 出願人は、同一または実質的に同一の商標の登録出願が出願人により**[ 国を挿入 ]**において**[ 日付を挿入 ]**に**[ 出願番号を挿入 ]**で提出されていること、ならびに当該出願がカナダ以外のいかなる同盟国においても上記と同種の商品またはサービスに付随して使用される同一または実質的に同一の商標の登録にかかる出願人または当該出願の前権利者による最先の出願であったことを根拠として、法律第 34 条に基づく優先権を主張する。当該出願日の時点で出願人は前記の国において市民権もしくは国籍または居所を有していた、または実効的な工業施設もしくは商業施設を有していた。

11. 出願人は、**[ 街路番号、市、州、国、郵便番号 ]**をカナダにおける住所とする会社 / 代表者を、本出願または登録に関する通知の送付を受ける会社として任命し、本出願または登録に関する手続きのそうした送達にあたかも出願人または登録名義人に対して行われたもしくは送達されたかのごとく同じ効果を有する。

12. 出願人は、出願人がカナダにおいて当該商標を上述の商品またはサービスに付随して使用する資格を有することを納得している。

[ 市、州、国 ] において [ 日付を挿入 ] に作成

署名： \_\_\_\_\_  
代理人として